

四
發行方法の適
用振替法の
の法規の適
三
の法規の適
の法規の適
の法規の適
二
の法規の適
の法規の適
の法規の適
一
の法規の適
の法規の適
の法規の適
二
の法規の適
の法規の適
の法規の適
令
平行十
成条件三
二件年九
三十等月第
三等年次二
年次年五
記述記述
根拠根拠
及項及項
稱稱稱稱
名號號號
六六年六
府號號號
省金金金
告示示示
調達達達
第第第第

百三十
務取扱規則（平成十一年大蔵省
第十
一項の規定に基づき、平成
六日に発行した政府短期証券の
とおり告示する。
月五日

十 六	十 五	十 四	十 三	十 二	口	十 イ	十 発	
払 者	入 場	元 債		債 行	争 非	者 特	国 入 価 發	
込 期 日	札 参 加	所 支 払	金 金 額	還 期 限	入 債 ・ 期 札 格 第 參 市 發 競 I	別 債 札 格 第 參 市 競 加 場	行 行 競 價 格 日	
平 成 二 十 三 年 九 月 二 十 六 日	財 務 大 臣 か ら 通 知 つ き を 受 け た 者	日 本 銀 行 百 円 に う 。そ が 二 月 百 円 業 日 に	額 面 金 額 を 支 き は 、 期 つ 。そ き 百 業 業 日 に	償 還 金 る と 、 償 は 、 期 つ 。そ の 翌 當 業 業 日 に	当 た し と 三 年 十 二 月 二 月 行 休 業 業 日 に	平 成 大 額 百 円 格 厘 百 格 厘 百 円 毛 に 毛 に 以 き 九 十 九 九 れ	額 七 面 七 面 錢 募 錢 厘 百 五 五 毛 に 毛 に つ 上 九 九 そ れ 九 九 れ	額 の 十 額 ・ 別 債 札 格 第 參 市 發 競 價 格 日 の 十 額 ・ 別 債 札 格 第 參 市 競 價 格 日 の 記 。整 載 又 は の 記 額 は 、 に 最 低 も 額 の 面 と 金